

令和 2 年 11 月 25 日	
資 料 提 供	
担当課	畜産課 担当:上田・筒井
電話番号	073-441-2924(直通)

和歌山県における豚熱感染野生いのししの確認(12 例目)について

有田川町内にて捕獲された野生いのしし 1 頭について、県紀北家畜保健衛生所で豚熱の検査を行ったところ、11 月 25 日に陽性と確定されました。

本県で豚熱の感染が確認された野生いのししは、今回を含め 12 例となります。

なお、本県では令和 2 年 6 月より飼養豚に対するワクチン接種を実施しているため、県内農場の豚の移動や出荷が制限されることはありません。

1. 検査結果

別紙のとおり

2. 今後の対応

○半径 10km 以内の豚等飼養農場への立入検査及び 28 日間の死亡状況報告については、既に実施

(対象農場：いのしし 1 戸 1 頭、その他 1 戸 33 頭)

○半径 10km 以内の野生いのししの追加調査及びいのしし肉の流通自粛

○県猟友会への情報提供及び注意喚起

○県内豚等飼養者 (31 戸) への周知及び飼養衛生管理の徹底を改めて指導

※飼養者内訳 (令和 2 年 9 月 30 日時点)
豚等 25 戸 (2,385 頭)、ミニブタ 5 戸 (10 頭)、その他 1 戸 (33 頭)
計 31 戸 (2,428 頭)

今後、新たな市町村で陽性いのししが確認された場合のみ資料提供します。

検査結果については、畜産課ホームページ「豚熱関連情報」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/csf.html>) にて随時公表します。

○豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、養豚場で豚熱の発生が確認された場合、殺処分を行うため、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

○現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

○今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。